

元禄五（一六九二）年

（四月二十八日）

一、伯州米子之町人大屋九右衛門・村川市兵衛、毎歳匏取二罷越入竹嶋江当春も令渡海候処、朝鮮人罷在より、依之早速令帰帆之由、御国御家老より委細申来付て、以吉田平馬阿部豊後守殿江御書付被遣候。御聞届被成之旨にて、何之構も無之埒明候。因茲委不誌之。